

輪島市監査公表第8号

地方自治法第199条第4項の規定により執行した監査の結果について、同条第9項の規定に基づき、次のとおり公表します。

平成28年2月24日

輪島市監査委員 高野 哲男



輪島市監査委員 小山 栄



定期監査結果報告

1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査

2 監査実施日及び監査対象課

平成28年2月12日（金）地方創生推進室

3 監査を実施した監査委員

輪島市監査委員 高野 哲男

輪島市監査委員 小山 栄

4 監査の範囲及び方法

監査対象課の財務に関する事務の執行が適切かつ公正で効率的に行われているかについて監査を行うものである。

今回はあらかじめ提出を求めた平成27年度の監査資料（平成27年7月から12月まで）に係る事務事業全般及び平成26年度関連分の監査資料を中心に、担当職員から説明を聴取して実施した。

また、行政監査の視点に立った監査もあわせて実施した。

5 監査の結果等

監査した財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。監査対象課に対しては、執行時に一部について次のとおり意見を述べさせていただいたことを申し添える。

○「がんばる輪島応援推進事業（ふるさと納税）」では、ウェブページの活用や、クレジット決済の導入、返礼品の拡充などの努力により寄附額が大幅に増加した。当初目的の納税額の増大は無論のこと、輪島市のPRにも大いに寄与していると思われる。今後とも、市内の第1次産業及び商工業生産者の経済効果に寄与できるように一層の工夫をお願いしたい。また、返礼品に旅行券などを加え集客の促進にさらに弾みをつけることなども検討の余地があるのではないか。

○『輪島市まち・ひと・しごと創生 人口ビジョン及び総合戦略』が昨年10月に審議策定されコンセプトテーマが「“あい”の風がはぐくむ快適・活気・夢のまち」に決定した。「戦略」は計画を立ててからの実行が肝要であり、施策一覧及び具体的施策を具体化する「戦術」も練り上げる必要がある。市役所組織一丸となって施策進展を図ることを期待したい。

なお、口頭で指示した軽微な事項については記述を省略する。